

## 一般社団法人明星会明星大学同窓会 役員選任規則

### (目的)

**第1条** この規則は、定款第30条の規定に基づき、一般社団法人明星会明星大学同窓会（以下「本会」という。）の役員を選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (選任の仕方)

**第2条** 本会は、別に定める役員候補者管理委員会で作成した役員候補者名簿に基づき、総会の決議によって役員を選任する。

### (改廃)

**第3条** この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

### (委任)

**第4条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この規則は、一般社団法人明星会明星大学同窓会の設立の登記の日から施行する。

## 一般社団法人明星会 明星大学同窓会 役員選任細則

### (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人明星会 明星大学同窓会役員選任規則（以下「役員選任規則」という）第2条及び第4条に基づき、一般社団法人明星会 明星大学同窓会（以下、「本会」という。）にとって重要な役職者の選任もしくはその候補者の推薦を行うにあたり、横断的に広い視野から積極的に適材を発掘し、審査、選考、推薦をより客観的、合理的なものとし、その選任もしくは推薦における公正性及び透明性を高めることを目的として、必要な事項を定める。

### (役員候補者管理委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、定款第46条第1項に基づき、役員候補者管理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

### (役員候補者管理委員会の構成)

第3条 委員会は、役員候補者管理委員会委員（以下、「委員」という。）をもって構成する。委員は、8名以上11名以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。再任は、連続して2期を超えることはできない。

3 任期中に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

4 会長及び総務担当副会長並びに事務局長は、情報提供者かつ情報管理者として常に委員会に参画する。

5 事務局は、委員会事務局の任にあたる。

### (役員候補者管理委員会の運営)

第4条 委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を置く。委員長及び副委員長の再任は、連続して3期を超えることはできない。ただし、特段の事情があると会長が判断した場合はこの限りではない。

2 委員長は、委員会を招集し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、または委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 委員選任後、委員長が互選されるまでの間の委員長職務は前委員長が行う。

5 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、予め意思を表示した者は、出席者とみなす。

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

7 委員長は、委員会の議事内容を記載した文書（議事録等）を作成し、速やかに会長に提出しなければならない。

### (役員候補者管理委員会委員の選任)

第5条 委員は、役員を除く正会員の中から理事会の決議で選任し、会長が委嘱する。

2 委員の選任については、可能な限り卒業期会及び支部会からそれぞれ1名以上を選任するものとする。同一の卒業期または支部会からの選任は、2名を限度とする。

3 委員に顧問 3 名以内を含めることができる。

4 委員は、その任期中、被推薦人の資格を停止される。任期中に辞任等により委員でなくなった場合も、その当初の任期が終了するまでの間は、同様とする。

#### **(役員候補者管理委員会の職務)**

第 6 条 委員会は、理事会の審議を経て総会で選任される理事・監事候補者の推薦を行う。

2 委員は、委員会で得た役職候補者に関する情報及び委員会における評議、議決等に関する情報を漏洩してはならない。

#### **(改廃)**

第 7 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### **(委任)**

第 8 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### **附 則**

1 この細則は、2023 年 6 月 10 日から施行する。

## 一般社団法人明星会 明星大学同窓会 役員候補者管理委員会運営細則

### (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人明星会 明星大学同窓会 役員等任細則（以下、「役員等選任細則」という。）第8条第1項に基づき、役員候補者管理委員会の運営に必要な事項を定める。

### (候補者の公募)

第2条 委員会は、会長の委嘱を受けたときは、委嘱にかかる各役職につき候補者の公募手続に関与しなければならない。

2 公募に対して自薦または他薦しようとする者は、指定された公募期間内に、所定の推薦状を委員会に提出しなければならない。なお、郵送にて推薦状を提出する場合は、期間満了日以前の消印のあるものを有効とする。

3 推薦人は自薦しようとする者は被推薦者本人、他薦しようとする者は推薦者2名が所定の推薦用紙に自署しなければならない。

### (推薦状の無効)

第3条 次の各号に掲げる推薦状は、無効とする。

- (1) 所定の用紙に記入していないもの
- (2) 公示された公募期間を過ぎて提出されたもの
- (3) 所定の事項の一部または全部の記載を欠くもの
- (4) 公募期間満了時において正会員資格を有しない者が推薦人または被推薦人となっているもの
- (5) 役職就任時において当該役職者の欠格事由に該当することが明らかな者が被推薦人となっているもの
- (6) 委員が推薦人または被推薦人となっているもの

### (審査及び推薦基準)

第4条 委員会は、役職候補者の審査及び推薦にあたり、次の点を考慮する。

- (1) 被推薦人の本会における役員または委員等としての活動履歴
- (2) 被推薦人が現理事である場合は、理事会出席状況
- (3) 卒業期会及び支部会や年齢等多様な構成バランス

### (審査及び推薦結果の通知)

第5条 委員長は、前条により審査及び推薦をしたときは、その結果を速やかに会長に報告するとともに、理事会承認後、推薦人及び被推薦人に通知する。

### (公募期間)

第6条 第2条第2項の理事・監事候補者の公募期間は、改選年の1月1日から同月末日までとする。

2 公募は、会報または会電子媒体もしくは両手段により行う。

**(審査及び推薦期間)**

第7条 委員会は、理事・監事候補者の推薦につき、改選年の2月1日から2月末日までの間に委員会を開催し、審査及び推薦を行う。

**(改廃)**

第8条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**(委任)**

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

**附 則**

1 この細則は、2023年6月10日から施行する。